

創作者の認定

2023年8月22日
デザインと法協会
法制度研究部会

検討の目的・指針

- 現行意匠法の下において、意匠の創作者として保護されるべき者は誰なのかを解釈論として確定し、そのことで、現状での問題解決の指針を示すとともに、その解釈論を前提として、将来、デザインの保護法がどうあるべきか、デザインの創作者がどこまでの保護を受けるように構想していくのかを考えるための礎としたい。
- 第1に、デザイン現場の実態を踏まえること。
- 第2に、デザイン現場における多数の関係者の役割をできるだけ認識すること。
- 第3に、これまで十分議論されることがなかった意匠法の位置づけを、創作法とされる特許法や著作権法と対比して明確化するとともに、現状のデザイン現場の実態をできるだけ反映したものとすることに努めた。

デザイン創作の流れ（物品の意匠）

- ① デザインコンセプトの発案
- ② アイデアスケッチ・コンセプトスケッチの作成
- ③ デザインの方向性を決定
- ④ 製品の機能や機構設計、美感を考慮した形態の改良
（簡易な試作品、ペーパーモデル等の作成が行われる場合もある）
- ⑤ 設計図面の作成
- ⑥ 試作品の作成
- ⑦ 製品の機能や機構設計、美感を考慮した形態の改良
- ⑧ 最終設計図面の作成

デザイン創作の流れ（画像（GUIの意匠））

① 要件定義

ヒアリングやデータ分析などで情報収集し、画面に表示するコンテンツ要素の優先度や機能要件を整理する（コンセプトの策定）。

② 情報設計

必要な情報を選択し、適切な形に具現化する。

③ 画面設計

ワイヤーフレームやプロトタイプで、実装面を考慮しながら画面仕様を設計する。

④ ビジュアルデザイン

カラーやサイズなどのグラフィック表現を作り込む。

判決例（大阪地判平成29年7月21日）もの干し器事件 判決例（知財高判令和4年2月9日）入れ歯入れ容器事件

●意匠の創作者と認定されるための要件

- ・意匠の創作過程において、単にアイデアを提供したのではなく、補助者、助言者にとどまらない立場で創作に現実に加担したことが認められる必要
- ・意匠創作の内容、程度が、当該意匠を登録意匠たり得ることに寄与するものでなければならない。

●意匠創作者に当たらない者の例

- ・単にアイデアを提供したにすぎない者
- ・補助者、助言者にとどまる者
- ・意匠の部分的な改変にとどまっていて物品全体から起こされる美感に影響を及ぼさない程度の意匠の創作に関与しただけの者
- ・誰でも容易に創作できるようなありふれたデザインの修正を提案しただけの者
- ・既提案のデザインを製品化するための強度確保や機構組込みのための技術的観点からの不可避的な改変をしたにすぎない者
- ・提案されたデザインの修正案が完成した本件意匠の構成に残されていない者

デザインコンセプトの発案者は創作者か

- 以下の者は創作者になるのか
 - 口だけでのアイデア発案者
 - ラフなコンセプトスケッチの発案者
 - コンセプトスケッチと最終的な意匠との間に、デザイン上の差異が生じている場合のコンセプトスケッチの発案者

意匠法第2条 この法律で「意匠」とは、物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合又は画像であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

ガイドライン案の提言

- 当初のコンセプトスケッチを作成した者が意匠の創作者になるかを考える上では、当初のコンセプトスケッチと最終的に完成した意匠の図面を対比するだけでなく、意匠が完成するまでの創作の過程も考慮しながら、最終的に完成した意匠と当初のコンセプトスケッチのデザインとの間に相当因果関係があるか否かを検討する必要がある。
- この相当因果関係を認めるためには、条件関係と相当関係が必要になるが、前提となる条件関係（AなければBなしの関係）を認めるためには、甲のコンセプトスケッチの提供がなければ意匠は完成しなかったとの関係があることが必要になる。また、相当関係を認めるためには、甲のコンセプトスケッチがあったからこそ、デザインが完成したとの関係、より具体的には、甲のコンセプトスケッチに具現化されたデザインコンセプトが創作過程をリードし、常にそれを念頭に置いて具体的な創作がされていったという関係が必要になると考えられる。

具体例の検討 1

- USBレシーバーの形を動物の尾の形にする
ということを提案しただけの者は最終意匠に
ついての創作者といえるか？
- 具体的に尾の数例をスケッチとして示していた
場合はどうか？



具体例の検討 2

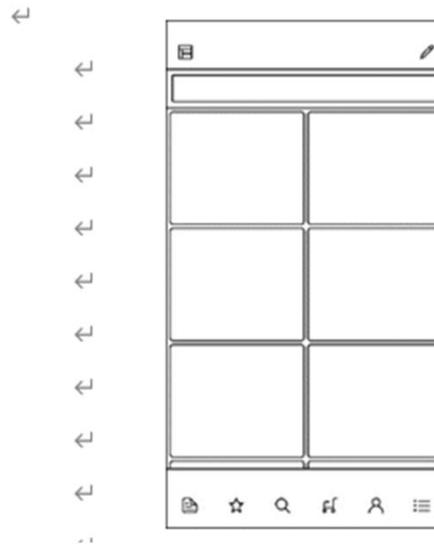
- ・ピザ窯を卵形にするとの提案者
- ・コンセプトスケッチの提案者
 - ・差異のない最終案の場合
 - ・差異のある最終案の場合



具体例の検討 3

- ①ワイヤフレーム（何を、どこに、どのように配置するかを表現した設計図）の制作者が意匠の創作者になるのか、
- ②画面の遷移の仕方を構成した者が創作者になるのか、
- ③画像の各要素の配置を決定した者が創作者となるかなどが問題となり得る。

意匠登録第 1630085 号（株価表示機能付き電子計算機） ←
表示部拡大図



使用状態の一例を示す参考表示部拡大図 1 ←



細部のデザイン

物干し器事件の大阪地裁判決が、

- ①当該物品の部分の意匠の改変にとどまっていて物品全体から起こされる美感に影響を及ぼさない程度の意匠の創作に関与しただけの者、
- ②誰でも容易に創作できるようなありふれたデザインの修正を提案しただけの者、
- ③製品化のための設計段階において、既提案のデザインを製品化するための強度確保や機構組込みのための技術的観点からの不可避的な改変をしたにすぎない者は、意匠の創作者には当たらないとの判断基準を示しており、意匠の要部とはいえない部分の創作に関与した者の取り扱いに関しては、本判決の基準が参考になる。

もっとも、実際の当てはめにおいて、この基準をあまりに厳格に解釈し、意匠の創作者を限定的に捉えていった場合、デザイン創作の実態にそぐわない事態が生じるおそれがあるため、過度に限定的な判断になり過ぎないように注意が必要である。

細部のデザイン・検討テーマ

- 意匠図面に反映されない部分の創作に関与した者を意匠の創作者として認定すべきかに関しては、種々の考え方があり、分科会での議論の中においても、意匠の創作者はあくまで出願図面に基づいて定めるべきとの考え方と、意匠の創作者は出願図面ではなくデザインの成果（最終の製品のデザイン）で判断すべきとの両意見が示された。

具体例の検討 4

原告作成のペーパーモデル



大阪地判

- ・物干し竿を断面半円形とすることにより、物干し竿格納時に本体の表面をフラットにしたことに創作非容易性が認められる（判決書28頁）
- ・原告のペーパーモデル作成前にタカラ産業において竿を断面半円形にするというアイデアは出ていた（同30頁）
- ・原告のペーパーモデル案はP2のデザインDとタカラ産業の竿を断面半円形にするというアイデアを融合させたにすぎない（同30頁）

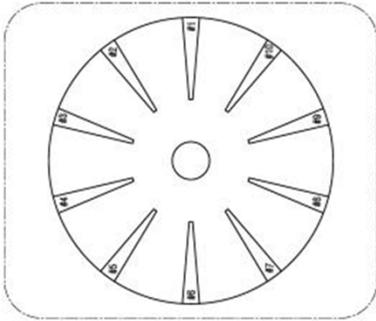
(問題提起)

意匠登録された意匠
の形状が原告のペーパー
モデル案の図面に基づく
ものであるとすれば、原告
は、意匠法2条の美感を
有する形状の作成には
関与したものということが
でき、意匠法2条の創作
者といえるのではないか？

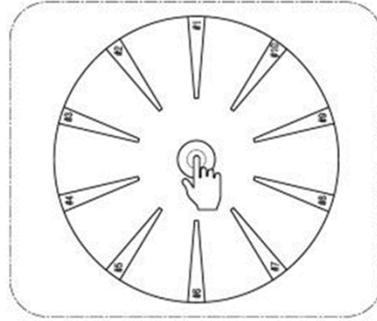


具体例の検討 5

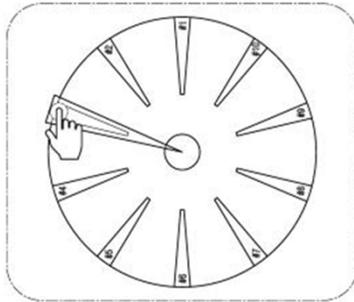
意匠登録 1715607 (基礎意匠)



意匠登録 1715693 (関連意匠)



意匠登録 1715619 (独立の意匠)



意匠登録 1715620 (独立の意匠)

